

伊江村と公立大学法人名桜大学との包括連携協力に関する協定書

伊江村（以下「甲」という。）と公立大学法人名桜大学（以下「乙」という。）は、次のとおり包括連携協定を締結する。

（目的）

第1条 甲と乙は、相互の連携協力を包括的に強化し、両者が有する資源の効果的な活用により、甲及び乙の発展に寄与することを目的とする。

（連携協力事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携協力する。

- （1）教育・人材の育成に関する事項
- （2）観光・文化の振興に関する事項
- （3）国際交流事業に関する事項
- （4）保健医療・福祉の向上に関する事項
- （5）地域経済の振興に関する事項
- （6）スポーツの振興に関する事項
- （7）情報通信技術の活用及び情報連携に関する事項
- （8）教員・学生およびその他スタッフの交流に関する事項
- （9）その他相互が協議の上必要と認める事項

（船賃の負担及び協議）

第3条 甲及び乙が本協定に基づき実施する連携活動のうち、第2条第1項の各号に掲げる活動として、乙の学生が伊江村に渡航する場合に要する船賃は、甲が負担するものとする。ただし、当該活動の内容、期間及び対象者等については、事前に甲乙間で協議のうえ合意するものとし、また、他の連携事項に係る活動についても、甲乙の協議により、同様の取扱いを適用することができる。

（意見交換）

第4条 甲と乙は、この協定の目的を達成するため、必要に応じて意見交換を行う。

（有効期限）

第5条 この協定は、令和7年8月15日をもって発効し、有効期間を令和8年3月31日までとする。ただし、この協定による有効期間満了の日から1ヶ月前までに、甲乙いずれからも書面による申し出がないときは、令和8年4月1日から1年間有効とし、その後も1年度毎に継続更新するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙それぞれ署名押印の上、各自1通を保有する。

令和 7 年 8 月 15 日

（甲） 沖縄県国頭郡伊江村字東江前38番地 （乙） 沖縄県名護市為又1220-1

伊江村

伊江村長

名成政英



公立大学法人名桜大学

学長

石川昌範

